

## 県下統一研修会出席のお願い

拝啓 ますますご清栄のことと大慶に存じます。

平素は、当支部運営に際し、格別なるご理解ご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本研修会は宅地建物を適正に取引し、消費者保護を図るための人材の輩出及び高度な人材の育成並びに優良な事業者の拡大を目的とした事業として、開催致します。

協会本部より既に案内が配布され、お目通しいただいていることとは存じますが、愛知県と当協会の共催である県下統一研修会を下記の通り開催致しますので、是非ご出席いただきますよう支部からもご案内させていただきます。

敬 具

### 記

#### 1. 研修課目及び講師

◎「宅地建物取引業法に関する諸規定等」

講 師：愛知県建設部建設業不動産課 担当者

◎「都市緑地法等の一部を改正する法律に係る生産緑地法、都市計画法、建築基準法の改正について」

講 師：愛知県建設部都市計画課 担当者

◎「土砂災害防止法の概要と警戒区域等の確認手段について」

講 師：愛知県建設部砂防課 担当者

◎「相続に関する不動産トラブルの解決事例」

講 師：武市法律事務所 武市 吉生 弁護士

#### 2. 開催日及び開催場所

○平成 29 年 8 月 22 日 (火) 13 時より開講 (受付は 12 時 30 分より開始)

※名城支部・中支部・東名支部

○会場：日本特殊陶業市民会館

○住所：名古屋市中区金山 1-5-1 ※公会堂改修工事の為変更になっております

○TEL：052-331-2141

・受付時に会員証をカードリーダーに通し、所属支部から配布するテキスト裏に貼付した出席票を提出された方のみ出席となります。受付には、必ず会員証をご持参下さい。

・13 時 30 分以降は受付を行いませんので、時間内に受付を済ませて下さい。

(受付終了後も、受講していただくことはできますが、欠席扱いとなることをご了承下さい。)

・出席票の回収は、講義終了後に行いますので、最後まで会場内で聴講して下さい。

(講義中は、出席票の回収は行いませんので、ご注意ください。)

・途中退出をすると、欠席扱いになりますので最後まで受講下さい。

※対象支部の会場で受講できない場合は、他会場にて受付致しますので、必ず受講して下さい。(対象支部外会員受付にて取り扱います。)

※各会場とも駐車事情困難な為、来場には公共交通機関をご利用下さい。(自家用車による来場で、駐車場トラブル等により遅刻された時も受付時間の延長はしませんので、ご注意ください。)

以 上